公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市中央区道修町二丁目１番10号**田村薬品工業株式会社**の工場財団に和歌山県橋本市紀ノ光台三丁目２番地１田村薬品工業株式会社紀ノ光台工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月２日

和歌山地方法務局橋本支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月２日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和８年１月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社グリーンエナジー・ライフ　竹村　敏之　徳島県徳島市沖浜東１―44　国土交通大臣許可（特―06）第25619号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告